

福岡県公報

平成30年5月1日
第3988号

目次

告示(第491号-第496号)

○パーキング・メーター作動手数料の収納事務の委託(警察本部会計課).....	1
○道路の占用の制限(道路維持課).....	2
○道路の区域の変更(道路維持課).....	2
○道路の供用の開始(道路維持課).....	2
○道路の区域の変更(道路維持課).....	3
○道路の供用の開始(道路維持課).....	3
公 告	
○落札者等の公示(税務課).....	3
○落札者等の公示(税務課).....	3
○落札者等の公示(警察本部会計課).....	4
○意見募集の結果の公示(環境保全課).....	4
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定(商工政策課).....	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等(中小企業振興課).....	5
○大規模小売店舗の新設の届出(中小企業振興課).....	5
○土地改良区の役員の就任(農村森林整備課).....	6
○土地改良区の役員の就任及び退任(農村森林整備課).....	6
○土地改良区の役員の就任及び退任(農村森林整備課).....	7
○土地改良区の役員の就任及び退任(農村森林整備課).....	8
○土地改良区の役員の就任(農村森林整備課).....	8
○土地改良区の役員の就任(農村森林整備課).....	9

○土地改良区の役員の就任及び退任(農村森林整備課).....	9
○土地改良区の役員の退任(農村森林整備課).....	10
○土地改良区の役員の就任及び退任(農村森林整備課).....	10
○土地改良区の役員の就任及び退任(農村森林整備課).....	11
○開発行為に関する工事の完了(都市計画課).....	11

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催(警察本部生活保安課).....	11
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催(警察本部生活保安課).....	12
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課).....	12

海区漁業調整委員会

○ビゼンクラゲの採捕制限(漁業管理課).....	13
--------------------------	----

告 示

福岡県告示第491号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、パーキング・メーター作動手数料の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先及び所在地
 - (1) 福岡・筑後地区
伸和サービス株式会社
大阪府大阪市北区天神橋七丁目7番5号
 - (2) 北九州・筑豊地区
伸和サービス株式会社
大阪府大阪市北区天神橋七丁目7番5号
- 2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	211号	朝倉郡東峰村大字福井444番1先から朝倉郡東峰村大字福井445番3先まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	211号	朝倉郡東峰村大字福井436番3先から朝倉郡東峰村大字福井425番1先まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	211号	朝倉郡東峰村大字福井417番11先から朝倉郡東峰村大字福井98番1先まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	211号	朝倉郡東峰村大字福井412番1先から朝倉郡東峰村大字福井411番7先まで	朝倉県土整備事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年5月15日

福岡県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山 星野線	前	八女市上陽町上横山4357番先から 八女市上陽町上横山4352番1先まで	4.1 ～ 6.3	213.6
			後	八女市上陽町上横山4357番先から 八女市上陽町上横山4352番1先まで	4.1 ～ 15.7	

福岡県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年5月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市上陽町上横山4357番先から 八女市上陽町上横山4352番1先まで

福岡県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	上横山 星 野 線	前	八女市上陽町上横山2167番3先から 八女市上陽町上横山1959番1先まで	4.1 ～ 5.9	193.2
			後	八女市上陽町上横山2167番3先から 八女市上陽町上横山1959番1先まで	4.1 ～ 5.9	

福岡県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年5月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星 野 線	八女市上陽町上横山2167番3先から 八女市上陽町上横山1959番1先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る特定役務の名称
自動車二税申告受付等に係る業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
福岡県自動車販売店協会
 - 住所
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
189,061,776円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
平成30年度福岡県自動車税納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
トッパン・フォームズ株式会社 西日本事業部
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前四丁目4番15号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
38,836,670円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
福岡県警察遺失物管理システム用機器等賃貸借及び運用管理業務契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札の相手方を決定した日
平成30年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
47,628,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成30年2月16日

公告

土壤汚染対策法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案について、平成30年1月24日から平成30年2月22日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成30年4月1日に制定しました。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部環境保全課土壌係

電話：092-643-3361

メールアドレス：kanho@pref.fukuoka.lg.jp

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
ユニプレス九州株式会社	京都郡みやこ町勝山松田507番地	平成30年4月18日	平成33年4月17日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ 中間店
- (2) 所在地 中間市大字垣生字東七反田1501番1 ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

【砂山保育園】近隣の保育園

開所時間：午前7時から午後7時まで

園児の昼寝：3歳未満児：午後0時から午後2時まで

3歳以上児：午後1時30分から午後2時30分まで

- ・保育園への入口の交差点と工事場所の入口の距離が近いので、交通事故に注意すること。

- ・工事の際、前面道路への土砂の流入がないようにすること。流入した場合、直ちに、処理すること。
- ・園児の昼寝の時間は、騒音や振動に配慮すること。
- ・工事の粉じんや塗料などが園舎及び園庭に飛ばないように、養生をすること。
- ・台風の時期などは、強風により工事資材や看板等が飛散しないよう、事前に措置をとること。
- ・大型車両は、保育園入口前道路を通行しないこと。
- ・保育園付近では大型車両は低速運行すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年4月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 万惣朝倉店
- (2) 所在地 朝倉市一木字相割516番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社万惣	代表取締役 山本 誠	広島県広島市佐伯区石内上一丁目8番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所

株式会社万惣	代表取締役 山本 誠	広島県広島市佐伯区石内上一丁目8番1号
--------	------------	---------------------

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成30年12月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,355平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	100
合計	100

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地北側	36
合計	36

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	65
合計	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物南側	2.57
建物西側	14.27
合計	16.84

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時00分～午後10時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地北側及び西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公告

上城井土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

就任監事

氏名	住所
中嶋 秀喜	築上郡築上町大字櫛原775番地1

公告

城井郷土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
鶴田 起美	築上郡築上町大字赤幡344番地14
垣内 康男	築上郡築上町大字寒田760番地
古畑 和年	築上郡築上町大字寒田1754番地
越崎 敏和	築上郡築上町大字寒田1647番地
垣内 利一	築上郡築上町大字寒田789番地
中山 光則	北九州市小倉南区田原新町一丁目2番34-206号
塚本 利勝	築上郡築上町大字櫛原557番地1

中山 芳之	築上郡築上町大字櫛原632番地
渡邊 信夫	築上郡築上町大字船迫320番地
小野 治喜	築上郡築上町大字本庄1521番地

2 退任監事

氏名	住所
鶴田 光明	京都郡苅田町小波瀬一丁目14番地14
白川 義雄	築上郡築上町大字本庄1839番地

3 就任理事

氏名	住所
鶴田 起美	築上郡築上町大字赤幡344番地14
上畑 秋夫	築上郡築上町大字寒田1866番地
中山 光則	北九州市小倉南区田原新町一丁目2番34-206号
越崎 敏和	築上郡築上町大字寒田1647番地
神崎 久生	築上郡築上町大字寒田746番地
垣内 利一	築上郡築上町大字寒田789番地
塚本 利勝	築上郡築上町大字櫛原557番地1
中山 芳之	築上郡築上町大字櫛原632番地
小野 治喜	築上郡築上町大字本庄1521番地
大野 洋一	築上郡築上町大字本庄1782番地2

4 就任監事

氏名	住所
鶴田 光明	京都郡苅田町小波瀬一丁目14番地14
中嶋 重利	築上郡築上町大字下別府1597番地1
白川 義雄	築上郡築上町大字本庄1839番地

公告

小郡土地改良区から役員のが就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
熊手 久雄	小郡市稲吉87番地
松尾 幸雄	小郡市大崎21番地
藤井 親光	小郡市下岩田1103番地2
大中 智利	小郡市二森80番地1
山田 泰徳	小郡市二夕645番地1
内野 厚三	小郡市古飯834番地2
井手 寛喜	小郡市平方66番地1
高山 俊夫	小郡市光行352番地1
岩橋 哲夫	小郡市八坂818番地
赤川 輝雄	小郡市福童39番地
末次 勝行	小郡市下西鯉坂609番地1
天本 久文	小郡市大崎583番地
石橋 伸之	久留米市宮ノ陣町八丁島74番地2
川口 龍二	小郡市大板井823番地1
高木 忠義	小郡市小坂井88番地
三原 貞伸	小郡市横隈1751番地1
山下一 成	小郡市力武1059番地
米倉 禮光	小郡市乙隈384番地1
重松 等	小郡市吹上830番地1
深山 榮二	小郡市山隈699番地
鶴田 徳	小郡市山隈996番地1
溝田 勇一	小郡市山隈353番地1

2 退任監事

氏名	住所
松尾 知明	小郡市大崎1017番地1
牟田 耕一	小郡市下西鯉坂1470番地

柴田 政美	小郡市乙隈359番地 3
-------	--------------

3 就任理事

氏名	住所
熊手 久雄	小郡市稲吉87番地
深山 榮二	小郡市山隈699番地
藤井 親光	小郡市下岩田1103番地 2
大中 智利	小郡市二森80番地 1
行徳 義久	小郡市二夕725番地 1
内野 厚三	小郡市古飯834番地 2
井手 勝美	小郡市平方164番地
高山 俊夫	小郡市光行352番地 1
岩橋 哲夫	小郡市八坂818番地
赤川 輝雄	小郡市福童39番地
末次 勝行	小郡市下西鯨坂609番地 1
田中 俊浩	小郡市大崎887番地 1
野瀬 正	久留米市宮ノ陣町八丁島1751番地
山村 司	小郡市大板井384番地 1
高木 忠義	小郡市小坂井88番地
松尾 房雄	小郡市大崎45番地 1
山田 武二	小郡市稲吉1208番地 1
三原 貞伸	小郡市横隈1751番地 1
山下 芳文	小郡市力武1060番地 1
米倉 禮光	小郡市乙隈384番地 1
重松 等	小郡市吹上830番地 1
鶴田 徳	小郡市山隈996番地 1
田籠 和敏	小郡市山隈322番地 2

4 就任監事

氏名	住所
牟田 耕一	小郡市下西鯨坂1470番地

柴田 政美	小郡市乙隈359番地 3
-------	--------------

平山 和寛	小郡市山隈1202番地 2
-------	---------------

公告

両筑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
行徳 經人	小郡市山隈391番地80

2 就任理事

氏名	住所
田中 保光	朝倉市徳淵390番地

3 就任理事

氏名	住所
高倉 義男	朝倉市屋永453番地

公告

大刀洗北部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 就任理事

氏名	住所
安丸 實義	三井郡大刀洗町大字山隈2079番地
安丸 昌澄	三井郡大刀洗町大字山隈1597番地 8
黒木 徳勝	三井郡大刀洗町大字山隈2103番地 3
中島 要一	三井郡大刀洗町大字山隈2029番地 1

中 垣 忠 雄	三井郡大刀洗町大字高樋1419番地
安 丸 富士男	三井郡大刀洗町大字山隈2021番地 1
安 丸 眞一郎	三井郡大刀洗町大字山隈2032番地
仲 弘 律	三井郡大刀洗町大字山隈1978番地

2 就任監事

氏 名	住 所
安 丸 英 敏	三井郡大刀洗町大字山隈2023番地 2
樋 口 安 子	三井郡大刀洗町大字山隈2690番地 1

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小 川 洋

就任理事

氏 名	住 所
末 次 勝 行	小郡市下西鯨坂609番地 1
牟 田 敏	三井郡大刀洗町大字春日731番地 1

公告

竹野第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
中 野 博 信	久留米市田主丸町竹野2096番地 2
吉 岡 靖 盛	久留米市田主丸町地徳2144番地 6
塩 足 太 助	久留米市田主丸町中尾862番地 2

原 田 輝 雄	久留米市田主丸町以真恵970番地 1
清 水 文 隆	久留米市田主丸町中尾1710番地
吉 岡 學	久留米市田主丸町竹野250番地14
吉 田 久 雄	久留米市田主丸町中尾874番地 1
上 野 政 孝	久留米市田主丸町竹野1998番地
久保山 一 昭	久留米市田主丸町中尾1170番地
樋 崎 良 一	久留米市田主丸町地徳2177番地
坂 本 安	久留米市田主丸町地徳1835番地
木 下 正 勝	久留米市田主丸町志塚島422番地 9
渡 辺 良 則	久留米市田主丸町竹野1810番地 7

2 退任監事

氏 名	住 所
郷 原 征 司	久留米市田主丸町志塚島470番地 1
高 木 芳 雄	久留米市田主丸町地徳1847番地 3
渡 邊 隆 明	久留米市田主丸町中尾764番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
中 野 博 信	久留米市田主丸町竹野2096番地 2
吉 岡 靖 盛	久留米市田主丸町地徳2144番地 6
塩 足 太 助	久留米市田主丸町中尾862番地 2
原 田 輝 雄	久留米市田主丸町以真恵970番地 1
清 水 文 隆	久留米市田主丸町中尾1710番地
吉 岡 學	久留米市田主丸町竹野250番地14
吉 田 久 雄	久留米市田主丸町中尾874番地 1
上 野 政 孝	久留米市田主丸町竹野1998番地
久保山 一 昭	久留米市田主丸町中尾1170番地
樋 崎 良 一	久留米市田主丸町地徳2177番地
右 田 隆	久留米市田主丸町竹野239番地 2
坂 本 安	久留米市田主丸町地徳1835番地

木下正勝	久留米市田主丸町志塚島422番地9
渡辺良則	久留米市田主丸町竹野1810番地7

4 就任監事

氏名	住所
郷原征司	久留米市田主丸町志塚島470番地1
高木芳雄	久留米市田主丸町地徳1847番地3
渡邊隆明	久留米市田主丸町中尾764番地1

公告

安武土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
森康博	久留米市安武町安武本2321番地

公告

上秋月土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
久保田茂俊	朝倉市上秋月1614番地
神崎厚紀	朝倉市日向石1746番地
牧草良昭	朝倉市田代538番地
内田英彦	朝倉市上秋月324番地
山崎満	朝倉市江川1822番地

内田唯己	朝倉市上秋月2018番地
平野勝浩	朝倉市上秋月2424番地
原田勝市	朝倉市上秋月1744番地
萩田豊	朝倉市日向石1161番地
川上公德	朝倉市山見254番地
倉地勇市	朝倉市日向石304番地
手嶋和彦	朝倉市上秋月2373番地

2 退任監事

氏名	住所
手島久夫	朝倉市田代600番地
川上勉	朝倉市山見788番地

3 就任理事

氏名	住所
久保田茂俊	朝倉市上秋月1614番地
片原武敏	朝倉市日向石877番地6
手嶋和彦	朝倉市上秋月2373番地
内田英彦	朝倉市上秋月324番地
本田嘉明	朝倉市日向石370番地
内田康德	朝倉市上秋月1974番地2
内野雅博	朝倉市上秋月1745番地1
川上英生	朝倉市山見406番地3
手島久夫	朝倉市田代600番地
田口博登	朝倉市日向石1203番地3
大倉伸生	朝倉市上秋月2754番地
山崎正喜	朝倉市江川1835番地
平野勝浩	朝倉市上秋月2424番地

4 就任監事

氏名	住所
星野茂夫	朝倉市上秋月1599番地1

篠原 純吾	朝倉市山見778番地1
-------	-------------

公告

久留米市長門石土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
執行 哲	久留米市長門石町619番地
山下一 信	久留米市長門石五丁目3番地9号
執行 敏文	久留米市長門石町618番地2
執行 善司	久留米市長門石五丁目8番地16号
執行 弘範	久留米市長門石町704番地
平川 正行	久留米市長門石一丁目8番地5号
中川 良隆	久留米市長門石一丁目6番地30号

2 退任監事

氏名	住所
執行 忠男	久留米市長門石五丁目8番24号
執行 秀樹	久留米市長門石町685番地
中川 弘	久留米市長門石一丁目4番24号

3 就任理事

氏名	住所
執行 哲	久留米市長門石町619番地
執行 秀樹	久留米市長門石町685番地
執行 敏文	久留米市長門石町618番地2
秋山 榮次	久留米市長門石町532番地
執行 弘範	久留米市長門石町704番地

4 就任監事

氏名	住所
中川 弘	久留米市長門石1丁目4番24号
井上 孝義	久留米市長門石5丁目8番23号
執行 弘司	久留米市長門石町719番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年5月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市横隈字狐塚375番19、375番68から375番77まで並びに三沢字東古賀5017番7、5017番16及び5017番17

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市国分町548番地

神代地所

代表者 神代 哲次郎

公安委員会

福岡県公安委員会告示第117号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年5月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成30年6月28日（木） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第118号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年5月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成30年6月4日（月） 午後1時30分～午後4時30分	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成30年6月13日（水） 午後1時30分～午後4時30分	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
平成30年6月25日（月） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸二丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第119号

銃銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成30年5月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年7月5日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成30年7月12日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
平成30年7月19日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年7月5日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、バスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第104号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

平成30年5月1日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

- (1) 平成30年6月1日から平成30年6月30日まで及び平成30年11月1日から平成31年5月31日までの期間は採捕してはならない。

- (2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

- (3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識

を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

平成30年6月1日から平成31年5月31日まで